

【文書名】

○香川県警察職員の人事評価に関する訓令

(平成 29 年香川県警察本部訓令第 3 号)

【概要】

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、香川県警察職員（警視正以上の階級にある警察官及び同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）の人事評価に関し必要な事項を定めたものである。